

会 計 監 査 報 告

9月末締めの中間会計監査並びに3月の年度末会計監査の結果、収入収支ともに適切であり諸帳簿領収書等も整理されており、監査の結果適正であることを報告いたします ※本資料はHP掲載用につき、署名・押印は省略。

令和5年4月4日

柏市立酒井根小学校PTA 令和4年度 会計監査

齊藤 麻衣

池田 美希子

西田 由紀

P T A 団 体 総 合 補 償 制 度

1 見舞金を給付する場合

傷害事故

PTAの管理下(集合から解散まで)および往復途上において保護者、教師及び児童が急激、偶然、外来の事故(細菌性食中毒を含む)によりケガをした場合に見舞金を給付します。

賠償事故

PTAが法律上の賠償責任を補償しなければならない場合に、それによって被る損害について見舞金を給付します。

- ・ 活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物をこわしたとき
- ・ 第三者から借用したスポーツ用具その他の財物を行事中に壊したり紛失したり盗まれたとき

2 補償内容

傷害見舞金

死亡・後遺傷害	入 院	通 院
235万円	3,000円 (日額)	1,500円 (日額)

賠償見舞金

	支 払 い 限 度 額	負 担 自 己 額 / 1 事 故
活動危険	対人1名につき 5,000万円	1,000円
	1事故につき 3億円	
保管物危険	対物1事故につき 500万円	1,000円
	対物1事故につき 10万円	5,000円
	支払対象期間通算 1,000万円	

3 会費

会員一世帯あたり (傷害部分) 年額 81円	R5. 4. 1~R6. 3. 31
児童一人あたり (賠償部分) 年額 9円	R5. 4. 1~R6. 3. 31

ベルマーク残高報告書

前年度繰越	143,628
令和3年度収入	167,770
合計	311,398

支出	0
合計	0

次年度繰越	311,398
-------	---------

* 単位は点
* 1点=1円